MANAGEMENT POST Vol.32-09



www.yanagisawakaikei.net.



栁澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

Yanagisawa Accounting Firm TEL: 0266-72-5060 FAX: 0266-72-5063

消費税インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請受付開始されます

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス 制度が導入されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格 請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるために は、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

インボイス制度開始の令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者」 になるためには令和3年10月1日~令和5年3月31日の間に申請 を行う必要があります。

今回のインボイス制度については、法人・個人事業主・免税事業者・課税 事業者に関係なく全ての事業者に影響が生じてきます。

詳しくは同封の『事務所通信 消費税インボイス制度特集号』を確認して ください。



長野県新型コロナウ小企業者等応援金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年4月~6月のいずれかの月の事業収入等が、201 9年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少している場合には『長野県新型コロナ中小企業者 等応援金』の申請を行うことが出来ます。申請期限が2021年9月30日(木)となっておりますので申 請要件に該当する場合には期限内の申請を行うようにしてください。

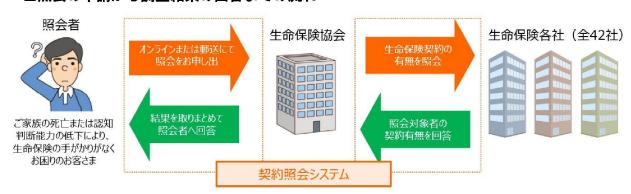
制度	期限	要件(概略)	金額(上限)
長野県新型 コロナ中小 企業者等応 援金	R3. 09. 30	【法人等】長野県内に本店等があり、長野県内で法人税を納税していること(法人税の申告をしていること) 【個人事業者】長野県内に住所があり、長野県内で事業収入等の確定申告を行っていること 【個人事業者】健康保険被扶養者に該当しないこと 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年4月~6月のいずれかの月の事業収入等が、2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること 国の月次支援金の4月~6月分を申請していないこと 公共法人・地方公共団体が50%以上出資する法人・政治団体に該当しないこと	法人:20万円 個人:10万円

~生命保険契約照会制度の創設~

■生命保険契約照会制度とは

2021年7月1日に創設された「生命保険契約照会制度」は、契約者・被保険者がお亡くなりになった場合、認知判断能力が低下している場合において、照会対象者に関する生命保険契約の有無について一括して生命保険各社に調査依頼を行い、生命保険各社における調査結果をとりまとめて照会者に回答する制度となります。この制度により、保険金等の請求漏れを防ぎ、確実に保険金請求を行うことができるようになります。

■照会の申請から調査結果の回答までの流れ



■制度の利用事由

本人が以下の状態に該当しており、生命保険契約の有無が分からない場合

- ① 死亡
- ② 認知判断能力の低下(※1)
- (※1) 認知判断能力の低下・障害が見られることについて、生命保険協会所定の診断書による医師の診断がなされることが必要です。

■制度を利用できる方

それぞれの場合において、以下の方から照会を受け付けます。

- ① 照会対象者が死亡している場合
 - i. 照会対象者の法定相続人
 - ii. 照会対象者の法定相続人の法定代理人または任意代理人(※2)
 - iii. 照会対象者の遺言執行人
- ② 照会対象者の認知判断能力が低下している場合
 - i. 照会対象者の法定代理人または任意後見制度に基づく任意代理人
 - ii. 照会対象者の任意代理人(※2)
 - iii. 照会対象者の3親等内の親族およびその任意代理人(※2)
 - (※2) 任意代理人の範囲は、弁護士、司法書士その他照会対象者の財産管理を適切に行うために照会対象者にかかる生命保険契約の有無を照会するにふさわしいと本会が認めた者とします。

■照会の申請方法、制度の利用料

申請方法:インターネットまたは郵送

利用料 : 1回の照会につき 3,000 円 (税込)

(坂本憲彦)

税金·会計 Q&A



災害により被害を受けたときの税金関係の手続きは?

災害により被害を受けた場合には、以下のような申告・納税等に係る手続等があります。

1. 申告期限の延長

災害により申告・納税等をその期限までにできないとき(交通途絶等)は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由の やんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。

例えば、毎月10日(納期の特例の適用を受けている方は7月10日、翌年1月20日)が納付期限の源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、災害により被害を受けたために期限までの納付ができない場合には、期限の延長(災害による申告、納付等の期限延長申請)を受ける



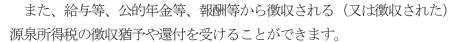
手続があります。この手続は、期限が経過した後でも行うことができますので、被災の状況が落ち着いてから、最寄りの税務署にご相談ください。

2. 納税猶予

災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。

3. 雑損控除 (所得税)

災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得 税法に定める雑損控除の方法(この雑損控除の損失額には豪雪による家屋 の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用も含まれます。)、 災害減免法 に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによっ て、所得税の全部又は一部を軽減することができます。





4. 消費税関係

災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は適用を受けることの必要が

なくなった場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること、又は適用をやめることができます(災害によって事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要になった場合や、棚卸資産その他業務用の資産に相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要になった場合などに適用されます)。



状況が落ち着きましたらまずは、最寄りの税務署へご相談ください。

(橋本健治)

事業再構築補助金 第3回公募

企業の思い切った事業再構築を支援する「事業再構築補助金」の第3回公募の申請受付が開始されました。 今回の公募は9月21日までとなります。

飲食業

喫茶店経営

→飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子の
テイクアウト販売を実施。

小売業

衣服販売業

→衣料品のネット販売やサ ブスクリプション形式のサー ビス事業に業態を転換。

製造業

航空機部品製造

⇒ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

主要申請要件

- (1) **2020** 年 4 月以降の連続する 6 か月間のうち、任意の 3 か月の合計売上高が、コロナ以前(2019 年又は 2020 年 1~3月)の同3 か月の合計売上高と比較して 10%以上減少しており、**2020 年 10 月以降の連続する 6 か月間のうち、任意の 3 か月の合計売上高**が、コロナ以前の同 3 か月の合計売上高と比較して 5%以上減少していること。 (売上高に代えて付加価値額を用いることも可能)
- (2) 事業再構築に取り組む
- (3) 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

中小企業向け 補助額・補助率

通常枠 補助額 100万円~従業員数に応じて8,000万円

補助率 2/3 (6,000 万円超は1/2)

卒業枠※ 補助額 6,000 万円超~1 億円

補助率 2/3

やし、中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。

(北原隆幸)

職員コラム ~一言を大切に~

失畸 陽子

私はパート社員としてアシスタント業務を担当している矢崎陽子と申します。よろしくお願い致します。

8月には大雨による災害や新型コロナウィルスの感染再拡大もあり、不安な状況が続いていますね。 夏休みも思うように外出ができず、家で過ごす時間が増えて子供も親もストレスが溜まり、イライラ して、つい感情的に子供を怒ったり、余計な一言を言ってしまい反省する日々です。

そんな時に目に留まった詩があるのでご紹介します。高橋系吾さんの「その一言」という詩です。

その一言で励まされ その一言で夢を持ち その一言で腹が立ち

その一言でがっかりし その一言で泣かされる ほんのわずかな一言が 不思議に大きな力持つ ほんのちょっとの一言で

短い詩ですが、一言の言葉に人の心を大きく変える力があることがよくわか る詩だと思います。

何気なく言った一言で、相手を傷つけたり不快な気持ちにする事もありますが、逆に相手を元気にしたり優しい気持ちにする事もできます。

家庭でも職場でも、優しい気遣いの一言、感謝の一言が言えるように心がけていきたいです。

